





# 〈緊急院内集会〉 もうひとつの 生活保護基準部会

～ 厚生労働省は、当事者  
・生活保護基準部会の  
声を聴け！～

厚労省が来年度から生活保護基準を大幅に引き下げる方針を示しています。  
減額幅を5%に抑えるという報道も出ていますが、5%でも十分過酷な大幅引き下げです。  
2013年から生活扶助基準、住宅扶助基準・冬季加算が相次いで引き下げられ、  
29都道府県で違憲訴訟が争われているさなか、さらなる引き下げ自体があり得ません。

下から10%の最貧困層の生活水準に合わせての引き下げは、  
市民生活全体の際限ない「引き下げスパイラル」を招くもので、  
生活保護基準部会も決して容認しているわけではありません。

当事者・支援者の現場からの声を聴いてください！

日時

**2017年12月19日(火)**  
**午後2時～**

※午後1時30分から衆議院第1議員会館ロビーで  
通行証を配布します

場所

**衆議院第1議員会館**  
**多目的ホール**

- ▶ **生活保護基準部会報告書をどう読むか**  
布川日佐史さん  
(法政大学教授、元生活保護制度の在り方専門委員会委員)
- ▶ **厚労省案のどこが問題か**  
森川清さん (弁護士、元葛飾区ケースワーカー)
- ▶ **子どものいる世帯の扶助・加算削減の影響**  
桜井啓太さん  
(名古屋市立大学専任講師、元堺市ケースワーカー)
- ▶ **当事者・関係者のリレートーク**
- ▶ **国会議員発言 (適宜)**

主催：「もうひとつの生活保護基準部会」実行委員会  
連絡先：あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎  
(06-6363-3310)

**※入場無料・事前予約不要**

















～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

# 生活保護 ホットライン

相談料  
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを  
明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

- 1 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえます。
  - ・申請書がもらえない。
  - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
    - 「家族に援助してもらいなさい」
    - 「生活保護ではなく、別の制度（生活困窮者自立支援制度）を利用しなさい」
    - 「65歳までは働けるので、頑張って仕事を見つけなさい」
    - 「自動車を処分しなさい」
    - 「所持金がなくなってから来なさい」
    - 「ホームレスなので、生活保護は受けられない」
    - 「借金があると生活保護は受けられない」
    - 「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」
    - 「保護費を返してください」
    - 「辞退届を書いてください」
    - 「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」
    - 「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」
- 2 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかりません（各弁護士会の実施状況については弁護士会にお問い合わせください。）。

ひんこんは なくす



# 0120-158-794

## 2017年12月11日(月)

### 10:00～22:00

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。











